

【取引説明書】

FXTF GX 取 引 説 明 書

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）（法人口座用）

2026 年 8 月



ゴールデンウェイ

【取引説明書】

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）に係るご注意

○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様から事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注）

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請によって勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

○当社に対するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社コールセンター（0120-445-435）までお申し出ください。また、以下のADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

【取引説明書】

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引 取引説明書

この書面は、ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下「**当社**」という。）が**金融商品取引法第 37 条の 3**の規定に基づき、当社がお客様との間で暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（以下、本説明書において「**暗号資産 CFD**」という。）を内容とする契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている**契約締結前交付書面**です。

この書面には、当社の取り扱う「**暗号資産 CFD**」についてのリスクや留意点が記載されています。

「**暗号資産 CFD**」は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。

「**暗号資産 CFD**」を開始する場合又は継続して行う場合には、事前に、本説明書を熟読され、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、ご理解いただいた上で、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引されますようお願いいたします。

本説明書では、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引である「**暗号資産 CFD**」について説明します。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引下さい。

【取引説明書】

目次

1. 「暗号資産 CFD」のリスク等重要事項について	1
2. 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に関する禁止行為	4
3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先	5
4. 当社の苦情処理措置について	6
5. 当社の紛争解決措置について	6
6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要	7
7. デリバティブ取引の概要	9
(1) デリバティブ取引の概要	9
(2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い	10
(3) お客様の同意を得て行うべき事項	12
(4) 課税上の取扱い	12
8. 暗号資産 CFD 取引要綱	12
9. 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引用語集	22
別紙 1（建玉連動手数料表）	25
取扱暗号資産の概要説明書	26

【付属添付書類】

- FXTF GX-暗号資産CFD取引約款
- インターネット取引規則

【取引説明書】

1. 「暗号資産 CFD」のリスク等重要事項について

下記記載事項は、暗号資産 CFD の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社でのお取引をご検討頂くにあたっては、下記のリスク等重要事項※を熟読し、必ず事前に十分にご理解の上、納得した場合にのみお取引を行って下さい。

※下記のリスク等重要事項は、当社の取扱い暗号資産 CFD に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、暗号資産 CFD から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

【暗号資産 CFD に関するリスク等重要事項】

1. 暗号資産 CFD はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。
2. 当社の暗号資産 CFD には、「建玉連動手数料」がかかります。手数料の額は、銘柄・売買種別ごとの建玉数量および発注数量の合計によって異なりますので、詳細は別紙 1（建玉連動手数料表）をご参照ください。但し、今後、取引手数料は変更される場合があります。レバレッジ手数料は、当社が営業日単位で指定する金額が適用されます。なお、その金額は、相場状況によって日々変動するため、固定値として事前にお示しすることはできません。日々のレバレッジ手数料は当社ホームページよりご確認ください。※レバレッジ手数料は消費税等の課税対象となります。
3. 暗号資産は法定通貨（本邦通貨又は外国通貨）ではありません。また、特定の国家又は特定の者により、その価値を保証されているものではありません。暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り、代価の弁済に使用することができます。当社が暗号資産 CFD において取り扱う暗号資産については「取扱暗号資産の概要説明書」をご参照ください。
4. 暗号資産は一般的に法定通貨と比較して流動性の面で劣ります。価格の急変動時や流動性の低下時には、提示レート of 売値と買値のスプレッドが拡大したり、新規及び決済の注文が困難になるなど、お客様が意図した取引が行えない可能性があります。また、マーケットの状況によっては、一時的に取引条件を変更し、又は制限が加わる場合があります。
5. 暗号資産 CFD は元本が保証された取引ではありません。暗号資産 CFD は、取引対象である暗号資産の価格変動によって損失が生じる可能性があります。また、取引金額（想定元本）がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、損失が差し入れた証拠金を上回る可能性があります。
6. 成行注文を行う場合、発注時に取引システムの画面に表示されている価格と、実際の約定価格に差が生じる場合があります。当該価格差（スリッページ）は、お客様の端末と当社システムの間の通信及び注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時

間経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、成行注文は約定処理を行うサーバーに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときや流動性が低下しているときには、注文が失効する可能性があります。また、指値注文及び、逆指値注文においては、原則としてその時の最新価格で約定するため、お客様の指定した価格と同一の価格配信がない場合は、スリッページが発生する可能性があります。

7. 暗号資産 CFDに関して、お客様の「証拠金維持率」が下記①②の条件に該当した場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座内の未決済のポジションを強制的に決済（ロスカット）します。

①当社の定める水準を下回った場合。

②当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、お客様の口座全体の証拠金率が法令等で定める額又は当社の定める水準を下回った場合。

詳しくは、「8.暗号資産 CFD 取引要綱」の「10.証拠金」及び「11.ロスカット」をご参照下さい。但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

8. 当社が取り扱う暗号資産のビットコイン及びイーサリアムについては、ハードフォークにより、暗号資産が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるおそれがあります。その場合、当社の判断で分岐前の暗号資産の取引を一時中断することがあります。また、当該暗号資産の大幅な価値下落、または取引が遡って無効になるリスクがあります。

9. 悪意あるマイナーが暗号資産のブロックチェーンネットワークにおいて計算能力の51%以上を有した場合、不正な取引が意図的に配信されるリスクがあります。

10. 当社の暗号資産 CFD は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子取引に伴う様々なリスクがあります。①～③は典型的なリスクとなります。

①当社又はお客様、当社のカバースタッフ、当社のシステム委託先、通信回線業者他の第三者が所有するシステム機器や通信回線に異常・障害（システム障害）が発生した場合には、注文の受発注、執行、確認、取消し、金銭の受払いなどが行えなくなる可能性があり、機会利益の喪失などのリスクが発生します。

②お客様が売買注文の入力を誤った場合等、意図しないレートで取引が成立してしまうことがあります。

③当社のデリバティブ取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、又は窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

11. お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

12. お客様から預託を受けた証拠金は、法令に基づき当社の自己資金とは分別して管理します

が公的保護の対象ではないため、当社及びカバー先等の信用状況によっては当社の財産状況に影響が及ぶ可能性があり、その結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

13. 暗号資産 CFD は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。又、下記カバー取引先は、お客様が当社と行う暗号資産 CFD やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

〔カバー取引先〕（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

Finalto(BVI) Limited（フィナルト(ビーブイアイ) リミテッド）

金融商品取引業：英国領ヴァージン諸島（BVIFSC：英国領ヴァージン諸島金融サービス委員会）

LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド）

金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構）

14. お客様から預託を受けた証拠金等（実現損益、評価損益、スワップ損益及び手数料を加減算した金額を含む。）の資産（純資産）については、金融商品取引法及びその関係法令等の定めに従い、その全額（内閣府令第 143 条の 2 第 1 項第 6 号に定める個別顧客区分管理金額）が日証金信託銀行株式会社（以下「信託会社」という。）の顧客区分管理信託のための信託金銭保管口座（以下「信託口座」という。）において、当社の自己の固有財産と明確に区分して保全・管理されます。
15. 天変地異、戦争、政変、ストライキ、テロ、経済又は金融情勢等の変化、各国政府の規制等による取引停止措置等、不測の事態によりお取引が困難又は不可能となる可能性があります。
16. お客様から、当社が指定する証拠金振込先銀行（三井住友銀行、みずほ銀行、楽天銀行、PayPay 銀行、三菱UFJ 銀行、ドコモ SMTB ネット銀行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、セブン銀行、GMO あおぞらネット銀行）の預託証拠金専用の口座（以下「証拠金口座」という。）にお振込みいただいた証拠金については、お客様が当社にお持ちの取引口座に

お客様の資産として全額が追加されます。

17. お客様は、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした暗号資産等関連店頭デリバティブ取引、又は顧客のために暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「暗号資産等関連店頭デリバティブ取引行為」と言います。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- 1) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産等関連店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約を言います。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること
- 2) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘すること
- 3) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問したり電話をかけたりすることによる暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をすること（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
- 4) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしてしないで勧誘をすること
- 5) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をすること、又は勧誘を受けた顧客が当該暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること
- 6) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘すること
- 7) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部もしくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- 8) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約について、自己又は第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- 9) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- 10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- 11) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること
- 12) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- 13) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行もしくは脅迫をすること
- 14) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約に基づく暗号資産等関連店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
- 15) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること
- 16) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
- 17) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により暗号資産等関連店頭デリバティブ取引をすること
- 18) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として暗号資産等関連店頭デリバティブ取引をすること
- 19) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引契約につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、暗号資産等の組合せ、数量及

【取引説明書】

び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

- 20) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引を言います。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- 21) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額（想定元本の50%。22）において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- 22) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引につき、営業日毎の一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- 23) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- 24) 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲より広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- 25) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること
- 26) 暗号資産等の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること
- 27) 暗号資産等の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること
- 28) 暗号資産等の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を誘発する目的をもって虚偽の相場を利用すること
- 29) 暗号資産等の売買その他の取引若しくは暗号資産等関連店頭デリバティブ取引等のため、又は暗号資産等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること
- 30) 権利の移転を目的としない仮装の暗号資産等の売買、暗号資産等関連市場デリバティブ取引又は暗号資産等関連店頭デリバティブ取引をすること
- 31) 金銭の授受を目的としない仮装の暗号資産等関連市場デリバティブ取引又は暗号資産等関連店頭デリバティブ取引をすること
- 32) 暗号資産等関連オプションの付与又は取得を目的としない仮装の暗号資産等関連市場デリバティブ取引又は暗号資産等関連店頭デリバティブ取引をすること
- 33) 自己のする暗号資産等の売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号資産等を買付けをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること
- 34) 自己のする暗号資産等の買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号資産等を売り付けをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること
- 35) 暗号資産等関連市場デリバティブ取引又は暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の申込みと同時期に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること
- 36) 暗号資産等関連市場デリバティブ取引又は暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること
- 37) 暗号資産等関連市場デリバティブ取引又は暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること
- 38) 30)～37)に掲げる行為の委託等又は受託等をすること
- 39) 暗号資産等売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の相場を変動させるべき一連の暗号資産等売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をすること
- 40) 暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること
- 41) 暗号資産等売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること
- 42) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引
- 43) その他不適正な取引として当社が定める取引
- 44) 当社が顧客情報として取得する情報に関し、虚偽又は故意に誤った情報を申告すること
- 45) 暗号資産等関係情報を利用した取引である又はその恐れが高いと判断した場合に、当該顧客への注意喚起、当該取引に係る注文の謝絶、当該顧客との取引の停止など、適切な措置を講じないこと

3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先

【連絡方法】

Eメール・電話・郵便

【取引説明書】

当社に対するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

カスタマーサービス部

- ・ 電話番号：0120-445-435（フリーダイヤル）

【所在地】

〒108-0073 東京都港区三田 2-11-15 三田川崎ビル 4F

【受付時間】

平日(祝日も含む) 8:00～20:00

(土日・年末年始を除く)

- ・ E メールアドレス：support@fxtrade.co.jp
- ・ ホームページ：<https://www.fxtrade.co.jp>

4. 当社の苦情処理措置について

- 1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、又迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 3 の苦情等の連絡先の通りです。又、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

- 2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関であり、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）】

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） ※平日（祝日等を除く）9:00～17:00

- 3) 加入する協会における苦情受付は以下のとおりです。

【一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会】

電話番号：03-3222-1061 ※平日（祝日、振替休日及び年末年始を除く）9:30～17:30

ホームページ：<https://jycea.or.jp/contact/form-contact/>

5. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

【取引説明書】

6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

1)	商号	ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社 (Goldenway Japan Co. Ltd.)
2)	開示情報	https://www.fxtrade.co.jp/koukoku/
3)	業種	第一種金融商品取引業 投資助言・代理業 商品先物取引業
4)	登録番号	関東財務局長（金商）第 258 号
5)	本店所在地	〒108-0073 東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号
6)	設立年月日	2006 年 6 月 14 日
7)	資本金	1 億円
8)	主要株主	F X T F ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド (FXTF Holdings Pte. Ltd.) (100%)
9)	主な事業	インターネットを介したオンライン店頭デリバティブ取引の提供
10)	加入している協会 又は認定投資者保 護団体等	一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号：1570 号） 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会（会員番号：1040 号） 日本商品先物取引協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会（会員番号：012-02639 号）
11)	沿革	2006 年 6 月 IJIFックスフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 2006 年 11 月 本店を港区六本木に移転。 2007 年 3 月 金融先物取引業登録（関東財務局長(金先)第 174 号）。 2007 年 4 月 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 2007 年 9 月 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長(金商)第 258 号）。 2007 年 10 月 サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。 2008 年 8 月 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。 代表取締役社長に鶴泰治就任。 2008 年 10 月 24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に 日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。 2010 年 1 月 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀 行から DB 信託株式会社に変更。 2010 年 8 月 BO 取引【HIGH・LOW】サービスの取扱開始。 2010 年 9 月 F X 自動売買取引【オート FX】サービスの取扱を開始。 2011 年 4 月 当社イメージキャラクターに小倉優子さんを起用。 2011 年 6 月 法人向け外国為替取引サービスを開始。 2011 年 8 月 【FXTF MT4】サービス開始。 2012 年 3 月 【HIGH・LOW MAJOR】サービス開始。 2012 年 12 月 本店を港区三田に移転。

【取引説明書】

2013 年 7 月	フォレックス・マグネイト東京サミット 2013 において「ベスト・バイナリーオプションブローカー」受賞。
2013 年 9 月	投資助言・代理業 登録。
2013 年 10 月	バイナリーオプションの日 登録。
2013 年 11 月	BO 取引【HIGH・LOW】【HIGH・LOW MAJOR】サービス終了。 BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】ラダーバイナリー サービス開始。
2014 年 1 月	F X自動売買取引【オートFX】を【FXTF ミラートレーダー】に名称を変更。
2014 年 2 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】レンジバイナリー サービス開始。
2014 年 7 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】タッチバイナリー サービス開始。
2014 年 8 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード 1000】サービス開始。
2014 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引【らくらく FX】サービス開始。
2015 年 6 月	店頭外国為替オプション取引バイナリーオプション【バイトレ 1000】サービスの取扱終了。
2016 年 3 月	信託保全先をドイツ信託株式会社から日証金信託銀行株式会社に変更。
2016 年 4 月	当社イメージキャラクターに小島瑠璃子さんを起用。 一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)の設立に参画。 一般社団法人 仮想通貨ビジネス勉強会の正会員に参加。
2016 年 7 月	FX 取引【高速 FX】取扱終了。
2016 年 11 月	FX 取引【らくらく FX】取扱終了。 FX 取引【FXTF ミラートレーダー】取扱終了。
2017 年 2 月	ビットトレード株式会社に資本参加（出資比率 14.9%）
2017 年 5 月	ビットトレード株式会社をグループ会社化（出資比率 25%）し、ビットコイン事業に本格参入。
2017 年 9 月	ビットトレード株式会社が仮想通貨交換業者として関東財務局に登録。
2018 年 11 月	ビットトレード株式会社の非関連会社化。
2019 年 1 月	代表取締役役に呉一帆就任。
2019 年 4 月	ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社に商号変更。
2019 年 6 月	代表取締役社長に呉一帆就任。
2020 年 4 月	イメージキャラクターに山本舞香さんを起用。
2020 年 7 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】取扱終了。
2020 年 7 月	法人向け外国為替取引サービスを終了。
2021 年 9 月	FX 取引【FXTF GX（エフエックスティーエフ ジーエックス）】サービス開始
2021 年 12 月	一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会に加入。
2022 年 10 月	商品先物取引業の許可 日本商品先物取引協会に加入
2022 年 12 月	商品 CFD 取引【FXTF GX - 商品 CFD】サービス開始。
2023 年 6 月	商品ノックアウトオプション取引【FXTF GX - 商品 KO】サービス開始
2023 年 8 月	暗号資産 CFD 取引【FXTF GX - 暗号資産 CFD】サービス開始
2023 年 9 月	通貨ノックアウトオプション取引【FXTF GX - FX KO】サービス開始
2024 年 11 月	法人向け FX 取引、商品 CFD 取引、暗号資産 CFD 取引を開始。

【取引説明書】

2025 年 4 月

暗号資産ロックアウトオプション取引【FXTF GX - 暗号資産 KO】サービス開始
現在に至る。

7. デリバティブ取引の概要

(1) デリバティブ取引の概要

① 取扱商品名及び商品の概要

【Ⅰ】FX取引	
【FXTF GX - FX】	当社とお客様の間で行われる FX 取引で、お客様ご自身が手動により行う取引
【FXTF MT4】	当社とお客様の間で行われる FX 取引で、お客様ご自身が手動により行う取引（※1）
【Ⅱ】暗号資産 CFD 取引	
【FXTF GX -暗号資産 CFD】	当社とお客様の間で行われる暗号資産 CFD 取引で、お客様ご自身が手動により行う取引
【Ⅲ】商品 CFD 取引	
【FXTF GX - 商品 CFD】	当社とお客様の間で行われる商品 CFD 取引で、お客様ご自身が手動により行う取引

※1. 【FXTF MT4】取引システムは、FX 自動売買プログラム（EA: Expert Advisor の略）を組み込む機能が基本仕様で搭載されており、お客様ご自身の責任と裁量で機械的に FX 自動売買を行うことができます。

② 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の資産の状況・知識・経験・投資目的等の事項を考慮し、適合性原則に則り口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承下さい。又、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承下さい。

③ 取引口座

当社が提供するデリバティブ取引をお取引いただくためには、「デリバティブ口座」を開設していただく必要がございます。FXTF GX の暗号資産 CFD 口座及び商品 CFD 口座は、「デリバティブ口座」の口座開設時に、FXTF GX の FX 口座と一緒に自動的に口座開設されます。FXTF MT4 の FX 口座に関しては、当社の「デリバティブ口座」の口座開設時に一緒に口座開設申込いただくか、「デリバティブ口座」の開設後にお客様のマイページから口座開設申込をしていただく必要がございます。

【取引説明書】

デリバティブ口座の概要

	FXTF GX			FXTF MT4
	FX 口座	暗号資産 CFD 口座	商品 CFD 口座	FX 口座
証 拠 金 の 入 出 金	銀行振込可 通常振込/クイック入金			
	指定口座への出金			
	お客様から当社への証拠金の預託は各口座に行なっていただきます。各口座間の振替も可能です。お客様ご指定口座への出金についても各口座から可能です。			

④ 取引数量及び建玉限度

お客様は、デリバティブ口座を利用してお取引いただく際、当社が定める取引数量及び建玉限度の範囲内でお取引いただけます。

⑤ 信託保全

お客様が、デリバティブ取引を行うために当社に預託した証拠金等の全ての資産につきましては、日証金信託銀行株式会社を通じて信託保全されています。

(2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託につきましては、指定のお取引口座に入金することにより行われます。口座への証拠金の預託は、通常の入金及びクイック入金をご利用いただくことができます。又、お客様への証拠金の返還につきましても、口座から出金することができます。

クイック入金サービスの利用に際しては、クイック入金提携銀行にお客様本人名義の口座を開設し、各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスをご契約いただく必要があります。クイック入金サービスの詳細については当社 Web サイトにてご確認ください。

①各クイック入金提携銀行での振込手続きを完了するには、振込手続き完了後に必ず「マイページ」に戻る必要があります。「マイページ」内の「クイック入金ページ」に戻るという手順を行わないと、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

②携帯電話から本サービスをご利用いただく際には、電波状態の良い場所にてご利用下さい。電波状態の悪い場所にて本サービスをご利用いただいた場合、正常にお振込が完了せず、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

③お振込は、必ず「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介して、各クイック入金提携銀行の画面へお進み下さい。「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介さず、直接各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービス画面よりお振込いただいた場合には、すみやかにお振込金額が反映されません。又、お振込手数料は原則としてお客様負担となります。

本サービスの処理中にエラーが発生し、入金金額が当社取引口座にすみやかに反映されなかった場合は、原則、クイック入金提携銀行の翌営業日の午前 9 時以降（各金融機関の営業開始後）、当社にて着金を確認できてからの入金処理となります。ご入金手続き完了後は、ご依頼内容の訂正、及び取消はできないものとします。当社及び各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスのシステムメンテナンス時間帯は利用できません。本サービスを利用したお客様が振り込める 1 回当たりの限度額は、各クイック入金提携銀行の定めるお

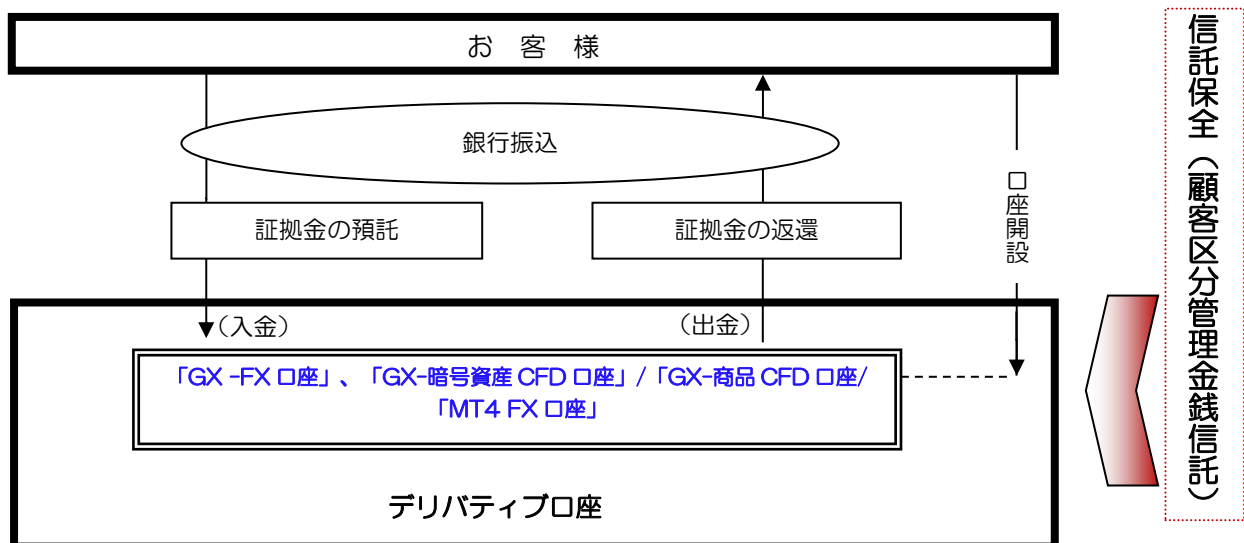
【取引説明書】

お客様の限度額の範囲内となります。

振込人名義は当社にご登録いただいているご名義と同一の名義に限ります。旧姓やご家族のご氏名でも入金できません。お振込名義が当社ご登録のご名義と相違していることが判明した際には、お電話等で事実関係を確認させていただきます。その理由によっては、入金処理完了後又は売買発生後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行なう場合がありますので、十分にご注意下さい。尚、本取消及び制限の影響により発生するロスカットやご注文の未約定など、すべてのリスクはお客様ご自身に帰することとなりますので、あらかじめご了承下さい。

クイック入金の利用による下記に掲げる損害及び損失について、当社は免責されるものとします。

- ①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- ②インターネット等の通信機器及び通信環境の不具合、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- ③お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や各提携金融機関を含む第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、本サービスに関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
- ④本サービスを行う際のお客様による誤操作により生じた損害。
- ⑤本サービスの利用に際し、パスワードの盗用等により、第三者が不正使用を行ったことにより生じた損害。
- ⑥上記の理由等ですみやかに反映されなかったことにより生じた損害。



【取引説明書】

(3) お客様の同意を得て行うべき事項

当社は、暗号資産 CFD を行うにあたり、法令又は本取引説明書（付属添付書類の記載事項を含む。）の規定により例外的に認められている場合を除き、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれらを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する暗号資産及び取引期限の決定
- ・取引の件数又は数量の決定
- ・取引の対価の額又は約定値段（取引価格）の決定
- ・取引の売買の別及びこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること

(4) 課税上の取扱い

■法人が行った暗号資産 CFD で発生した所得（売買による差益及びレバレッジ手数料）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、税制については、関連法令又はその解釈等が将来変更される可能性があります。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

8. 暗号資産 CFD 取引要綱

暗号資産 CFD

【FXTF GX-暗号資産 CFD】は PC 及びスマートフォンアプリによるオンライン取引のみが可能で、電話・FAX によるお取引は原則として受け付けられません。なお、【FXTF GX-暗号資産 CFD】のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は暗号資産ごとの暗号資産リスク想定比率を基に必要証拠金を算出するため、暗号資産ごとにそれぞれレバレッジが異なる取引となります。

1. 取引に係る手数料

【FXTF GX-暗号資産 CFD】の取引には、「建玉連動手数料」がかかります。

手数料の額は、銘柄・売買種別ごとの建玉数量および発注数量の合計によって異なりますので、詳細は別紙 1（建玉連動手数料表）をご参照ください。

※新規取引片道分のみ、新規取引時に有効証拠金から差し引かれ、決済時に残高に反映されます。

※決済取引に対する手数料は発生しません。

※建玉連動手数料は、市場動向を鑑みて変更される場合があります。

保有中のポジションがない場合

新規取引が約定する時に、新規注文の数量に応じた手数料ランクの金額が、新規注文の最小取引数量あたりにかかります。

保有中のポジションがある場合

同一銘柄の同一売買種別にポジションを積み増す場合のみ、保有中のポジションと新規注文の合計取引数量に応じた手数料ランクの金額が、新規注文の最小取引数量あたりにかかります。

【取引説明書】

なお、営業日をまたいで建玉を保有していた場合、建玉に応じてレバレッジ手数料が日々発生します。レバレッジ手数料は、当社が営業日単位で指定する金額が適用されます。なお、その金額は、相場状況によって日々変動するため、固定値として事前にお示しすることはできません。日々のレバレッジ手数料は当社ホームページよりご確認ください。※レバレッジ手数料は消費税等の課税対象となります。

2. 取引時間（注文受付時間）

原則として、取引時間（注文受付時間）は下記の通りとします。

取引時間（注文受付時間）※	日本時間月曜日午前 7 時 5 分 から 土曜日午前 6 時 55 分 まで (夏時間は日本時間月曜日午前 7 時 5 分 から 土曜日午前 5 時 55 分 まで)
メンテナンス時間 ※	日本時間火曜日から金曜日の午前 6:55～午前 7:05 (夏時間は日本時間火曜日から金曜日の午前 5:55～午前 6:05)

※メンテナンス終了後は、最初のレート更新があるまで成行注文、指値/逆指値注文の発注及び約定、既に発注済み指値/逆指値注文の変更/取消は受付けておりません。

※メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が延長になる場合がございます。また、上記時間以外に臨時メンテナンスを実施する場合があります。臨時メンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上でお客様にお知らせいたします。

3. 取扱銘柄

【FXTF GX-暗号資産 CFD】でお取引できる銘柄は下記となります。

BTC/JPY（ビットコイン/日本円）、ETH/JPY（イーサリアム/日本円）

BTC/USD（ビットコイン/米ドル）、ETH/USD（イーサリアム/米ドル）

4. 取引単位及び取引数量

下表の通りとします。

銘柄	取引単位	呼び値の単位	最小発注数量	最大発注数量	建玉上限 ※
BTC/JPY	1BTC	1	0.01BTC	5BTC	100BTC
ETH/JPY	1ETH	1	0.1ETH	50ETH	1,000ETH
BTC/USD	1BTC	0.01	0.01BTC	5BTC	100BTC
ETH/USD	1ETH	0.01	0.1ETH	50ETH	1,000ETH

※両建てポジションの数量も含まれます。

※新規指値・新規逆指値の数量は含みませんが、上限を超えた場合は約定しません。

5. 最大保有ポジション数

最大保有ポジション数は 500 ポジションです。

※両建てポジション、新規指値・新規逆指値の数を含みます。

【取引説明書】

6. 取引レート

当社が銘柄毎に【FXTF GX-暗号資産 CFD】のお取引画面にアスク価格※とビッド価格※を同時に提示します。

A	B	B-A
当社のビッド価格	当社のアスク価格	価格差（スプレッド）※
お客様は、売り付けることができます。	お客様は、買い付けることができます。	暗号資産の価格変動、市場の流動性、その他市場環境の変化により変動します。

※この価格差（スプレッド）分だけアスク価格はビッド価格よりも高くなっています。

【FXTF GX-暗号資産 CFD】の取引にあたり、当社からお客様に提示する暗号資産 CFD のレートは、ビッド価格とアスク価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のレート提供元のレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。提示レートは当社基準に基づき表示されているものであり、市場の流動性の減少等により、一定時間提示レートの更新が行われない場合には、当該レートが市場実勢を反映したものであると確認できるまで、取引時間内であっても一時的に受注を停止する場合があります。

最新の提示レートについては、【FXTF GX-暗号資産 CFD】の取引画面でご確認いただけます。手動でお取引いただく際には必ず最新の提示レートをご確認下さい。

7. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

【FXTF GX-暗号資産 CFD】の取引注文の種類は次表の通りとなっております。

注文の種類
成行
指値
逆指値
OCO（決済のみ可）
IF DONE
IF DONE OCO

注文の種類	注文の内容
成行（なりゆき）	成行注文は注文価格を指定せず、暗号資産の銘柄の別、取引の数量、注文の種類（売買の別）のみ指定する注文方法を指します。成行注文は、当社のサーバで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面提示レートと実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」と言います）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。スリッページについては、(3)お客様からの成行注文の執行に係るスリッページの発生についてをご確認下さい。
指値（さしね）	指値注文は、お客様の注文価格が配信価格よりも有利な価格（買い指値注文の場合は配信価格のアスク価格以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格のビッド価格以上の値段）として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。売り指値注文は、配信価格のビッド価格が注文価格以上となった時点、買い指値注文は、配信価格のアスク価格が注文価格以下となった時点で当該配信価格を以って約定します。このため、お客様に有利となる方向にスリッ

【取引説明書】

	ページが発生する場合があります。指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。
逆指値 （ぎゃくさしね）	逆指値注文は、指定した注文価格以上になれば成行で買う、又は指定した注文価格以下になれば成行で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める場合に便利です。売り逆指値注文は、配信価格のビッド価格が注文価格以下となった時点、買い逆指値注文は、配信価格のアスク価格が注文価格以上となった時点で当該配信価格を以って約定します。このため、お客様に不利となる方向にスリッページが発生する場合があります。逆指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。
OCO （オーシーオー）	決済の場合、「買指値+買逆指値」「売指値+売逆指値」の組合せの注文を同時に出し、一方の注文が約定した時点で、もう一方の注文が自動的に取り消される注文方法。
IF DONE （イフダン）	新規の指値（逆指値）注文と同時に、決済の指値（逆指値）注文を指定することができる注文方法。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となります。なお、決済注文のレートは新規注文の指定レートから一定の範囲のレートを指定することはできません。
IF DONE OCO （イフダンオーシーオー）	IF DONE 注文と OCO 注文を組み合わせた注文方法。新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済のための OCO 注文をセットで出すことができます。

※ 本取引における各注文は、お客様からの注文が当社のサーバに到達した順に執行するものとします。

(2) 注文の指示事項

【FXTF GX-暗号資産 CFD】の注文をするときは、次の事項を正確に指示して下さい。

- ユーザ名及びパスワード
- 銘柄の種類
- 注文の種類
- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

(3) お客様からの成行注文の執行に係るスリッページの発生について

スリッページとは、新規の成行注文（又は決済の成行注文）を発注後、市場価格の変動により、お客様が取引画面にて注文ボタンをクリックした時点における注文価格と、本注文がシステムにて約定された際の約定価格との間に発生する価格差のことをいいます。

【FXTF GX-暗号資産 CFD】では、お客様の成行注文は常に受注価格（注文が当社サーバに到達した時点の価格）で約定します。

注）下記パターンは買注文の場合のみ例示しております。売注文の場合は、市場価格の変動の有利不利が逆転しますので、システムの動きも合わせて逆転します。

※買注文

注文価格	受注価格	処理結果
	5,000,010 （+10 円顧客不利）	5,000,010 (受注価格)で約定する スリッページ 10 円
	5,000,005 （+5 円顧客不利）	5,000,005 (受注価格)で約定する スリッページ 5 円
5,000,000	5,000,000	5,000,000 (受注価格)で約定する スリッページなし
	4,999,995 （-5 円顧客有利）	4,999,995 (受注価格)で約定する スリッページ 5 円
	4,999,990 （-10 円顧客有利）	4,999,990 (受注価格)で約定する スリッページ 10 円

【取引説明書】

(4) 取引価格の停止・再開について

当社は、レート提供元から提示されるレートを参照してレートを生成しておりますが、市場の流動性が乏しい場合やレート提供元の事情により、レート提供元からのレート配信がない場合、当社は他のレート提供元のレートを参照してレートを生成しますが、参照先を切り替えるまでの間、一時的に取引レートの配信を停止する場合があります。

また、相場の急変時には、レート提供元からのレート配信がなくなり、取引ができない状態となる場合があります。

当社では、相場急変時において、取引レートを提示できるレート提供元が1社のみとなり、なおかつ、そのレートが市場実勢を反映した取引レートではないと当社が判断した場合は、お客様への取引価格の配信を停止することとしています。又、配信停止後は、当社のレート提供元のうち2社以上が取引レートの提示を再開し、なおかつ、それらの提示レートが市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合に、お客様への取引レートの配信を再開することとしています。但し、相場状況等によっては、取引レートを提示するレート提供元の数によらず、提示レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

取引価格の配信の停止・再開は、レート提供元のレート提示状況に依存するため、そのタイミングは業者により異なります。相場急変時には、業者間で取引レートのスプレッドに大きな差異が発生することがありますので、同一時刻の取引であっても、約定レートは業者により大きく異なる場合があります。又、暗号資産市場において不安定なレート提示が続く場合には、一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合がありますので、予めご了承下さい。

当社がお客様への取引レートの配信を停止した場合には、配信が再開されるまでのあいだ、お客様の成行注文、指値注文及び逆指値注文、ロスカット取引等のすべてを執行することができなくなります。逆指値注文（ロスカット取引を含む）は、配信を再開した時の取引レートを基準として約定しますので、相場変動が急激となった場合には、お客様が指定していた価格から大幅に乖離した価格で約定することとなり、取引の結果発生する損失額が証拠金額を大幅に上回る場合もありますので、予めご了承下さい。なお、取引価格の配信を停止しているあいだは、成行注文等の注文は受付られません。

8. ポジション決済及びロールオーバー

【ポジション決済と金銭の授受】

お客様は、暗号資産の転売又は買戻しすることで未決済ポジションを手仕舞いできます。

当社の扱う暗号資産 CFD では、原資産（取引対象の暗号資産）の授受をせず、購入価格と売却価格の差に基づいて算出した差損益を授受することによる決済方法（差金決済）にて決済を行います。売買価格差とは、転売又は買戻しに係る価格（仕切りレート）と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る価格（約定レート）との差を言います。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は日本円でのみ行い、次の計算式により算出した金銭を授受します。

- ・日本円を含む暗号資産（対円）の場合

$$\text{取引数量} \times \text{売買価格差} + \text{累計スワップポイント} - \text{手数料}$$

- ・日本円を含まない暗号資産（対円以外）の場合

$$\text{取引数量} \times \text{売買価格差} \times \text{右側通貨のレート} + \text{累計スワップポイント} - \text{手数料}$$

お客様が、転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日の約定日当日とします。

【ロールオーバー】

お客様が、暗号資産の転売又は買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

お客様が暗号資産の売買注文を当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、レバレッジ手数料が発生します。

9. 証拠金

A) 当初証拠金（‘Initial Margin’）

【FXTF GX-暗号資産 CFD】に初回のログインをするにあたっては、口座開設後の初回最低預入金額（「当初証拠金」）の規定はありませんが、お客様がお取引を開始するためには必要な証拠金を、お取引開始前に当社が指定する「FXTF GX-暗号資産 CFD 口座」において保有している必要があります。但し、証拠金の差し入れは現金のみで、暗号資産により充当することはできません。

【取引説明書】

B) 取引証拠金（‘Necessary Margin’）

【FXTF GX-暗号資産 CFD】取引証拠金

取引証拠金（想定元本の金額に対する取引証拠金の割合）
※1 暗号資産リスク想定比率を基に毎週変動します。 ビットコイン（BTC/JPY、BTC/USD）、イーサリアム（ETH/JPY、ETH/USD）

【FXTF GX-暗号資産 CFD】でお取引をする際、お客様は新規注文を行う毎に取引対象暗号資産銘柄の新規建て玉時に必要な「取引証拠金」を上回る金額を預託していただきます。「取引証拠金」は、当社でポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、暗号資産リスク想定比率を基に算出します。又、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レート（ASK レート）に基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。詳細は、ホームページ「レバレッジ」『取引証拠金について』に記載していますので、実際にお取引を開始する際には必ずご確認ください。但し、同一銘柄の両建ては、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額に相当する円価額が必要証拠金となります。法人のお客様は、日本暗号資産等取引業協会が算出した暗号資産リスク想定比率で計算した取引証拠金以上となるようにレバレッジ倍率を当社で設定します。法人のお客様のレバレッジは毎週見直しを行い、水曜日から火曜日が適用期間です。メンテナンス時間に更新されます。

※1 暗号資産リスク想定比率は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 51 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。当社は、原則として、日本暗号資産等取引業協会が毎週発表する暗号資産リスク想定比率を用います。なお、暗号資産ごとの暗号資産リスク想定比率については、事前通知の上、当社にて金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 51 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出する場合があります。[注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。

C) 必要証拠金（‘Used Margin’）

お客様がその時点で保有するポジションの新規建て玉時に、実際に利用した証拠金の総額です。【FXTF GX-暗号資産 CFD】では、上記 B) の通り、新規建て玉時に必要な取引証拠金についてはリアルタイムの暗号資産レート（ASK レート）にて計算されますが、既に保有しているポジションの銘柄毎の利用証拠金は値洗いがあるまで更新されません。値洗いは、証拠金率判定時刻に保有する全ポジションに対して行われる他に、ポジションの買い増し又は売り増し、一部決済、両建て時に該当銘柄に対して行われます。

D) 維持証拠金（‘Maintenance Margin’）

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金を「維持証拠金」といいます。「維持証拠金」の額は下表の通り、値洗い（評価）の時間により異なります。

維持証拠金

証拠金率判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯
※2 証拠金維持率 が 100%以上の金額	証拠金維持率が 50%を上回る金額

※1 当社は、15 時 35 分から 15 時 50 分までの一時点を証拠金維持率の計算時刻（証拠金率判定時刻）として設定しており、当該判定時刻において、お客様の証拠金維持率が 100%未満となった時（判定時刻）は、その時点でお客様が保有するポジションを対象に市場価格で反対売買（ロスカット）を執行します。その際、判定からロスカット注文が実際に執行されるまでには時間差があり、相場動向や対象データの量等によりシステム処理時間が異なります。そのため、各々の判定時刻の取引レートとロスカット執行時の取引

【取引説明書】

レートは同一にならない場合があります、お客様にとって有利になる場合もあれば不利になる場合があります。なお、値洗いは 15 時 30 分以降に上記判定時前に行います。

- ※2 **証拠金維持率**は、「有効証拠金（純資産）」÷「必要証拠金」×100 で計算され、お客様の必要証拠金の金額に対して、正味の財産「有効証拠金（純資産）」がその時点でどの程度あるかを計る指標です。必要証拠金は、値洗いがないかぎり一定ですので、証拠金維持率は有効証拠金（純資産）が増加（減少）すれば上昇（下落）することになります。一方、値洗い時は、必要証拠金はその時点の時価で計算され直しますので、証拠金維持率も増減することになります。

注) ご入金いただいたご資金は口座残高への反映をもって取引証拠金として取り扱われるため、銀行などの処理により間に合わずロスカットされる場合があります。

E) 証拠金の追加差入れ及び所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客様の取引口座において純資産の額が負の金額となった場合は、当該負の金額が解消されるように、直ちに（遅くとも負となった日の翌営業日 15 時まで）にご入金又は FXTF GX-暗号資産 CFD 口座以外の口座から振替を行っていただく必要があります。負の金額が解消されるまでは、すべての口座での新規取引及び出金はできません。また、翌営業日 15 時までには負の金額が解消されない場合は、お客様に通知することなく、FXTF GX-暗号資産 CFD 口座以外の口座から当社が任意に振替を行い、必要な場合は他の口座の建玉を当社の任意で処分させていただきます。

F) 評価損益及びレバレッジ手数料の取扱い

評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイント及び手数料は、有効証拠金（純資産）に加減算されます。

10. ロスカット

【FXTF GX-暗号資産 CFD】では、原則として配信価格更新の都度、お客様の「有効証拠金（純資産）」の額を確認し、当社が定める一定の額を下回った場合、お客様の損失の更なる拡大を未然に防ぐためにお客様の未決済ポジションを反対売買することにより強制決済（ロスカット）いたします。

具体的には下記 **【FXTF GX-暗号資産 CFD】のロスカット基準**に該当した場合に、**維持証拠金の水準を回復するまで、損失の大きいポジションから順に強制決済されます。（なお、お取引の状況により強制決済されるポジションの順序が異なる場合があります。）**

ロスカット基準

証拠金率判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯
※2 証拠金維持率 が 100%未満になった場合	証拠金維持率が 50%以下になった場合

又、ロスカットにかかる注文は、お客様に事前に通知することなく、成行注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

- ※1 当社は、15 時 35 分から 15 時 50 分までの一時点を証拠金維持率の計算時刻（証拠金率判定時刻）として設定しており、当該判定時刻において、お客様の証拠金維持率が 100%未満となった時（判定時刻）は、その時点でお客様が保有するポジションを対象に市場価格で反対売買（ロスカット）を執行します。その際、判定からロスカット注文が実際に執行されるまでには時間差があり、相場動向や対象データの量等によりシステム処理時間が異なります。そのため、各々の判定時刻の取引レートとロスカット執行時の取引レートは同一にならない場合があります、お客様にとって有利になる場合もあれば不利になる場合があります。なお、値洗いは 15 時 30 分以降に上記判定時前に行います。

【取引説明書】

- ※2 **証拠金維持率**は「有効証拠金（純資産）」÷「必要証拠金」×100 で計算され、お客様の必要証拠金の金額に対して、正味の財産「有効証拠金（純資産）」がその時点でどの程度あるかを計る指標です。必要証拠金は、値洗いがないかぎり一定ですので、証拠金維持率は有効証拠金（純資産）が増加（減少）すれば上昇（下落）することになります。一方、値洗い時は、必要証拠金はその時点の時価で計算され直しますので、証拠金維持率も増減することになります。
- 注) ご入金いただいたご資金は口座残高への反映をもって取引証拠金として取り扱われるため、銀行などの処理により間に合わずロスカットされる場合があります。

11. 有効証拠金（純資産）及び余剰証拠金

「FXTF GX-暗号資産 CFD 口座」の「有効証拠金（純資産）」とは、お客様が「FXTF GX-暗号資産 CFD 口座」において、預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及び手数料を加減した金額（＝証拠金＋未決済ポジションの評価損益－手数料）で、「FXTF GX-暗号資産 CFD 口座」に有するお客様の正味の財産です。この「有効証拠金（純資産）」から「必要証拠金」を差し引いた金額を余剰証拠金といい、お客様はこの余剰証拠金の範囲内で新規注文が可能です。

12. 出金・振替可能額

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。但し、純資産額に未決済の含み益がある場合、その金額に応じた新規注文は可能ですが、出金・振替につきましては未決済の含み益を「余剰証拠金」から控除した金額が限度となりますので、あらかじめご了承ください。出金・振替依頼の可能な時間については、当社ホームページよりご確認ください。

13. 証拠金の返還

A) 証拠金の返還可能額

営業日毎の証拠金の返還については、お客様の取引口座の「出金可能額」の範囲でのみ行います。なお、FXTF GX-暗号資産 CFD 口座以外の口座からの未処理の出金依頼がある場合は、FXTF GX-暗号資産 CFD 口座からの出金依頼を行えないので、ご注意ください。FXTF GX-暗号資産 CFD 口座と他の口座の証拠金を合わせて出金したい場合は、いずれかの口座に振替後に出金依頼を行ってください。

B) 証拠金の返還日

当社は、お客様より「**証拠金の返還の請求を受け付けた日**」※1 から遅くとも **3 銀行営業日以内**にお客様の指定する銀行口座に送金（証拠金の返還）します。但し、**口座解約※2** の場合の返還は証拠金の返還の請求を受け付けた日から **5 銀行営業日以内**とします。

※1 「**証拠金の返還の請求を受け付けた日**」とは、下表の通りです。

お客様の証拠金返還請求を受け付けた時刻	銀行営業日の午前 9 時前 (午前 9 時を含まない。)	銀行営業日の午前 9 時以降 (午前 9 時を含む。)
証拠金返還請求受付日	返還請求を行った当日	返還請求を行った日の 翌銀行営業日

※2 **お客様の口座残高が、出金後に 0 円以下（出金に伴う銀行振込手数料を考慮後）となる出金依頼につきましては、証拠金返還に係る事務処理上、「解約」時の取扱いに準じて処理いたします。（以下、「解約等」といいます。）**

C) 証拠金返還時の銀行振込手数料

- 「解約等」によらない証拠金返還時
お客様への証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 1 千円以上の場合は、当社が負担します。
- 「解約等」による証拠金返還時
お客様の口座残高が出金後に 0 円以下（出金に伴う銀行振込手数料を考慮後）となる出金依頼の証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則

【取引説明書】

としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 1 千円以上の場合は、当社が負担します。

「解約」による証拠金返還時の銀行振込手数料は、当社が負担します。

3. 当社が破たんした場合等、有事の際の証拠金返還時

上記 1～2 に関わらず、顧客区分管理信託の受益者代理人により有事の際に証拠金を返還する場合の銀行手数料は全てお客様負担となります。

14. 資金の受け払い

【FXTF GX-暗号資産 CFD】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【FXTF GX-暗号資産 CFD】専用の「【FXTF GX-暗号資産 CFD】口座」を通じて行っていただきます。

実際に【FXTF GX-暗号資産 CFD】をお取引いただくためには、必要な証拠金を「【FXTF GX-暗号資産 CFD】口座」に維持する必要があります。お取引を開始する前に、クイック入金又は振込みで直接、「【FXTF GX-暗号資産 CFD】口座」に入金いただくことができます。又、「【FXTF GX-暗号資産 CFD】口座」からお客様の銀行口座に直接出金することもできます。

15. カバー取引

当社では、お客様の FXTF GX-暗号資産 CFD での取引によって発生するポジションは、最も取引条件の良いカバー先にシステムによる自動発注により即時に全カバーすることで価格変動リスクが発生しないよう管理しています。このため、マリー取引は行いません。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「暗号資産 CFD に関するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

16. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

当社は、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引対象となる暗号資産に係るブロックチェーンの分岐を試みる計画されたハードフォーク及びハードフォークに伴い新たに発生する暗号資産について、以下の方針により実施します。

①ハードフォークによりお客様資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生じるおそれがある場合には、当社の判断で取引を一時停止することがあります。一時停止の解除に関する判断は、お客様資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生じるおそれが解消されたと当社が判断した場合とします。業務の一時停止及び一時停止の解除については、当社ホームページでお知らせいたします。なお、ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動によりお客様に発生したいかなる損失も当社は一切の責任を負いません。

②ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合、当社は建玉の権利調整は行いません。また、新たに発生した暗号資産を現物で付与することはありません。

17. FXTF GX に関する注意事項

① 【FXTF GX-暗号資産 CFD】の操作方法等については「【FXTF GX-暗号資産 CFD】操作マニュアル」をご参照下さい。

② 【FXTF GX-暗号資産 CFD】取引システムでは、両建て取引が可能です。但し、「両建て」は、同一銘柄の売建と買建を同時に保有する各々

【取引説明書】

の取引は独立した取引となるため、お客様にとってはスプレッドや手数料が 2 重に発生するなど経済合理性に欠くため当社ではお奨めしていません。

- ③ 通信回線やコンピューター等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失並びにデータへの不正アクセスによりお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- ④ 当社は、当社のウェブページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、コンピューター・ウィルス等の有害なものが含まれないことを保証いたしません。

9. 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引用語集

あ アスク(Ask)

金融商品取引業者が顧客に提示する売値。顧客はその価格で買い付けることができます。

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引

暗号資産を売買する暗号資産取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる店頭デリバティブ取引の一つです。

維持証拠金（いじしょうこきん）

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金。

売建玉（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないもの。売りポジション、ショートポジションとも言います。

か 買建玉（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないもの。買いポジション、ロングポジションとも言います。

買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引。

カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該暗号資産等関連店頭デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う暗号資産等関連店頭デリバティブ取引をカバー取引と言います。

逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

「現在よりも不利なレート」を指定して行う注文形態。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者。

さ 差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原資産の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法。

指値注文（さしねちゅうもん）

「現在よりも有利なレート」を指定して行う注文形態。

資産合計（しさんごうけい）

お客様の取引口座でお預かりしている現金と決済済みの取引から生じた損益の合計額で、当社では「口座残高」とも呼んでいます。資産合計（「口座残高」）にポジション評価損益、手数料等を加味した資産を純資産（☞「純資産」）として使い分けています。

出金可能額（しゅっきんかのうがく）

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。但し、純資産額に未決済の含み益がある場合、その金額に応じた新規注文は可能ですが、出金・振替につきましては未決済の含み益を「余剰証拠金」から控除した金額が限度となります。

純資産（じゅんしさん）

お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及び手数料を加減した金額でお客様の取引口座内の正味の財産を表しています。正確には「口座残高」+「ポジション評価損益」+「未記帳の損益・手数料」の合計額です。

証拠金（しょうこきん）

【取引説明書】

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金（お客様が当社と暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うに当たり、当社がお客様から担保としてお預かりする金銭）。

証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）

お客様が現在利用している証拠金の金額に対して、お客様の正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるかを計る指標を証拠金維持率（＝純資産÷利用証拠金）と言います。

証拠金使用率（しょうこきんしりょうりつ）

証拠金維持率の逆数で、「利用証拠金」の「純資産」に対する比率（利用証拠金／純資産）です。お客様が、正味の資産のうちどれだけ証拠金を使用しているかをあらわしています。

証拠金率（しょうこきんりつ）

証拠金率には、銘柄毎のレバレッジと密接な関係がある『取引証拠金率』とポジション総額（想定元本、取引時価総額）に対する純資産の割合である『全体証拠金率』があります。（⇒『取引証拠金率』、『全体証拠金率』）

スリッページ(Slippage)

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格に相違があることを言います。

全体証拠金率（ぜんたいしょうこきんりつ）

お客様の口座全体の証拠金率を全体証拠金率（＝純資産÷ポジション総額）と言います。全体証拠金率は、お客様が保有するポジションの総額に対して実際にいくら証拠金を利用しているかを示しています。

た デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引。先物取引及びオプション取引を含みます。

転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引。

当初証拠金（とうしょしょうこきん）

取引口座を開設されたお客様が、取引注文をするときに最低限預託しなければならない証拠金。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等を言います。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

取引証拠金（とりひきしょうこきん）

ポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、銘柄毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。又、ある銘柄のポジションを建てる際の想定元本に対する取引証拠金の比率を、『取引証拠金率』と言います。

な 成行注文（なりゆきちゅうもん）

あらかじめ値段を定めないで行う注文

値洗い（ねあらい）

建玉について毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いと言います。

は ハードフォーク（はーどふぉーく）

暗号資産のアップデートを意味する言葉として用いられ、ブロックチェーンプロトコル上の仕様変更に伴うブロックチェーンの分岐のことです。

媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引。

【取引説明書】

ビッド(Bid)

金融商品取引業者が顧客に提示する買値。顧客はその価格で売り付けることができます。

評価損益（ひょうかそんえき）

お客様の保有するポジションの約定レートと評価レートとの差から算出された損益額。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引。

ら 利用証拠金（りようしょうこきん）

お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。

両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。

レバレッジ（Leverage）

レバレッジとは、証拠金の何倍までポジションを建てられるかを倍率（＝新規ポジション÷取引証拠金）で示したもの。又、レバレッジは、『取引証拠金率』の逆数でレバレッジ 2 倍の状態とは証拠金率 50%の状態を意味しています。

レバレッジ手数料（ればれっじてすうりょう）

ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、建玉の保管費用として発生する手数料のことです。

ロスカット(Loss Cut)

金融商品取引業者が、顧客の未決済のポジション（建玉）を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及び手数料を加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済することをロスカット（強制決済）と言います。

ロールオーバー(Rollover)

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと。

【取引説明書】

別紙 1（建玉連動手数料表）

BTC/JPY	建玉数量・発注数量の合計 (売買種別ごと)	手数料額（円）/0.01 ロットあたり
ランク 1	0 ロット～0.1 ロット	25 円
ランク 2	0.11 ロット～1 ロット	60 円
ランク 3	1.01 ロット～5 ロット	100 円
ランク 4	5.01 ロット～20 ロット	140 円
ランク 5	20.01 ロット～40 ロット	180 円
ランク 6	40.01 ロット～	220 円

BTC/USD	建玉数量・発注数量の合計 (売買種別ごと)	手数料額（円）/0.01 ロットあたり
ランク 1	0 ロット～0.1 ロット	25 円
ランク 2	0.11 ロット～1 ロット	60 円
ランク 3	1.01 ロット～5 ロット	100 円
ランク 4	5.01 ロット～20 ロット	140 円
ランク 5	20.01 ロット～40 ロット	180 円
ランク 6	40.01 ロット～	220 円

【取引説明書】

ETH/JPY	建玉数量・発注数量の合計 (売買種別ごと)	手数料額 (円) /0.1 ロットあたり
ランク 1	0 ロット～100 ロット	40 円
ランク 2	100.1 ロット～280 ロット	45 円
ランク 3	280.1 ロット～460 ロット	50 円
ランク 4	460.1 ロット～640 ロット	55 円
ランク 5	640.1 ロット～820 ロット	60 円
ランク 6	820.1 ロット～	65 円

ETH/USD	建玉数量・発注数量の合計 (売買種別ごと)	手数料額 (円) /0.1 ロットあたり
ランク 1	0 ロット～100 ロット	40 円
ランク 2	100.1 ロット～280 ロット	45 円
ランク 3	280.1 ロット～460 ロット	50 円
ランク 4	460.1 ロット～640 ロット	55 円
ランク 5	640.1 ロット～820 ロット	60 円
ランク 6	820.1 ロット～	65 円

【取引説明書】

取扱暗号資産の概要説明書		
概要書更新年月日		2025 年 6 月 29 日
【基礎情報】	日本語の名称	ビットコイン
	現地語の名称	Bitcoin
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	—
	ティッカーコード（シンボル）	BTC、XBT
	発行開始（年、月、日）	2009 年 1 月 3 日
	時価総額（ドル基準、例：\$ 1,000,000）	\$2,159,253,815,590
	時価総額（円基準、例：¥ 100,000,000）	¥311,396,261,244,103
	主な利用目的	送金、決済、投資
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	—
	利用制限の内容	—
	一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	法的性格（資金決済法第 2 条第 14 項第 1 号、第 2 号の別 例：第 1 号）	第 1 号
	2 号の場合：相互に交換可能な 1 号暗号資産の名称	—
	発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	なし
	発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	—
	支払請求（買取請求）による受渡資産	—
	発行者が保有者に付与するその他の権利	—
	発行者に対して保有者が負う義務	—
	価値の決定	保有者間の自由売買による
	交換（売買）の制限	—
	価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
	保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開

【取引説明書】

	保有・移転記録の秘匿性	ハッシュ関数（SHA-256、RIPEMD-160）、楕円曲線公開鍵暗号、シュノア署名等による暗号化処理を施しデータを記録
	利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する。
	価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of work コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の1つであり、一定の計算量を実現したことが確認できた記録者を管理者と認めることで分散台帳内の新規取引を記録者全員が承認する方法
	誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称 (アルトコインのみ)	—
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 BTC = 1,000 m BTC m：ミリ 1 m BTC = 1,000 μ BTC μ：マイクロン 1 μ BTC = 1 bits bits：ビット 1 bits = 100 satoshi
	保有・移転記録の最低単位	1 satoshi (= 0.00000001 BTC)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	—
	制限内容	—
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	なし
	価値連動する資産等の名称	—
	価値連動する資産等の内容	—
	価値連動する資産との交換の可否	—
	価値連動する資産との交換比率	—
	価値連動する資産との交換条件	—
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	なし
	付加価値（サービス）の内容	—
	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	—
【発行状況】	発行者	—
	発行主体の名称	プログラムによる自動発行
	発行主体の所在地	—
	発行主体の属性等	—

【取引説明書】

発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
発行暗号資産の信用力に関する説明	多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力 保有・移転管理台帳の公開 暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
発行方法	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
発行可能数	20,999,999.9769 BTC
発行可能数の変更可否	可
変更方法	発行プログラムの変更
変更の制約条件	分散型保有・移転管理台帳の記録者の 95%以上の同意及び記録者によるプログラム修正の実施
発行済み数量	19,885,425 BTC
今後の発行予定または発行条件	・ 1 ブロックを更新するごとに 3.125BTC を新規発行している ・ 210,000 ブロックの更新を終えるごとに 1 ブロック更新による新規発行数が半減する仕組みとなっている ・ 2025 年 2 月 25 日 20:20 時点でのブロック数:885,238 個 (データ取得元) https://www.blockchain.com/explorer およそ 10 分に 1 ブロックを更新しており、日本時間 2024 年 4 月 20 日に半減期を迎え 1 ブロック更新当たり新規発行数が 6.25BTC から 3.125BTC となっている。
過去 3 年間の発行状況	保有・移転管理台帳の管理者に対し、以下の数量を発行 2022 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日 332,000 BTC 2023 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日 336,875 BTC 2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日 219,670 BTC (データ取得元) https://www.blockchain.com/explorer/charts/total-bitcoins
過去 3 年間の発行理由	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行
過去 3 年間の償却状況	—
過去 3 年間の償却理由	—
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし

【取引説明書】

	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	直近時点における監査結果	－
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	・ 台帳形式 ・ 価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンソース・ネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）を用い、難易度の高い作業証明の蓄積されたチェーンが選択されることが Bitcoin のコンセンサスアルゴリズムによって規定されており、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保している。
【価値移転の記録者】	記録者の数	変更なし
	記録者の分布状況	2024 年 4 月現在の Hashrate 上位 3 カ国は、米国約 35%、カザフスタン約 18%、ロシア約 11% https://worldpopulationreview.com/country-rankings/bitcoin-mining-by-country
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができる。
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う。
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	その監査結果	－

【取引説明書】

	(統括者に関する情報)	
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	—
	統括者の所在地	—
	統括者の属性	—
	統括者の概要	—
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄することができる脆弱性があり、51%攻撃とも呼ばれる。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	—
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	BTC 価格の下落（対法定通貨）等に起因したマイナー撤退により、ハッシュパワーが低下し、セキュリティ低下を招く可能性がある。
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	—
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	マイニングに参加するマイナーが少ないもしくは全くいなくなった場合、移転の記録が遅延もしくは進行しない恐れがある。
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	現時点ではプログラムが適正に機能し、所有データの改竄、同一の Bitcoin の異なる者との取引、複数の所有者が同一の Bitcoin を同時に保有する状況などの不適切な状態に陥ることを排除しているが、未検出のプログラムの脆弱性やプログラム更新などにより新たに生じた脆弱性を利用し、データが改竄され、価値移転の記録が異常な状態に陥る可能性がある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	2018 年 9 月に無限増殖バグ等が発見され、Bitcoin が無限に発行できる危険性があったが、既に解消されている。 https://coinpost.jp/?p=47597
	非互換性のアップデート(ハードフォーク)の状況	Bitcoin のハードフォークは以下の通り 2017 年 8 月 1 日 ビットコインキャッシュ (BCH) 2017 年 10 月 24 日 ビットコインゴールド (BTG) 2017 年 11 月 24 日 ビットコインダイヤモンド (BCD) 2017 年 12 月 12 日 スーパービットコイン (SBTC) 2017 年 12 月 18 日 ライトニングビットコイン (LBTC) 2017 年 12 月 27 日 ビットコインゴッド (GOD) (取得元) https://coinpedia.cc/bitcoin-hard-fork
	今後の非互換性アップデート予定	—

【取引説明書】

	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	—
【流通状況】	価格データの出所	出所：CoinMarketCap URL：https://coinmarketcap.com/ja/currencies/bitcoin/
	1取引単位当たり計算単価（ドル基準、例：\$1,000,000）	\$108,580.49
	1取引単位当たり計算単価（円基準、例：¥100,000,000）	¥15,658,855.22
	ドル/円計算レート 2020年1月23日基準	1ドル/144.30円
	四半期取引数量（協会加盟会員合計、現物、単位は百万円）	4,182,107
備考		—

- 1.本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「当協会」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）が、その取り扱う暗号資産（以下「取扱暗号資産」といいます。）に関し、本文書の作成日時時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
- 2.本書は、取扱暗号資産に関する情報提供を目的としたものであり、特定の暗号資産の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。暗号資産の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
- 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当協会がその責を負うものではありません。
- 4.本書は、原則として自由に利用することができます。ただし、会員以外の方が暗号資産の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の暗号資産に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。
- 5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当協会がその責を負うものではありません。
- 6.取扱暗号資産は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。
- 7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

【取引説明書】

取扱暗号資産の概要説明書		
概要書更新年月日		2025 年 6 月 30 日
【基礎情報】	日本語の名称	イーサリアム
	現地語の名称	Ethereum
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	ETH
	発行開始（年、月、日）	2015 年 7 月 30 日
	時価総額（ドル基準、例：\$ 1,000,000）	\$300,156,161,035
	時価総額（円基準、例：¥ 100,000,000）	¥43,372,565,269,590
	主な利用目的	送金、決済、スマートコントラクト
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	－
	利用制限の内容	－
	一般的な性格	・分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産 ・分散型アプリケーションが動作する実行環境の役割を果たす特徴を持つ
	法的性格（資金決済法第 2 条第 14 項第 1 号、第 2 号の別 例：第 1 号）	第 1 号
	2 号の場合：相互に交換可能な 1 号暗号資産の名称	－
	発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	なし
	発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	－
	支払請求（買取請求）による受渡資産	－
	発行者が保有者に付与するその他の権利	－
	発行者に対して保有者が負う義務	－
	価値の決定	保有者間の自由売買による
	交換（売買）の制限	－
	価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
	保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開

【取引説明書】

	保有・移転記録の秘匿性	公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録
	利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する。
	価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of Stake コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の一つであり、保有している基軸暗号資産の量が多いほどブロック生成（承認）の成功確率が上昇する承認方式。
	誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称 (アルトコインのみ)	－
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	finney=0.001ETH szabo=0.000001ETH wei=0.00000000000000000001ETH
	保有・移転記録の最低単位	1wei (=0.00000000000000000001 ETH)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	－
	制限内容	－
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	なし
	価値連動する資産等の名称	－
	価値連動する資産等の内容	－
	価値連動する資産との交換の可否	－
	価値連動する資産との交換比率	－
	価値連動する資産との交換条件	－
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	あり
	付加価値（サービス）の内容	Ethereum ネットワーク上でのスマートコントラクトの記録と実行
	過去 3 年間の付加価値（サービス）の提供状況	安定してサービスが続いている
【発行状況】	発行者	あり
	発行主体の名称	Ethereum Foundation
	発行主体の所在地	スイス連邦ツーク州
	発行主体の属性等	次世代の分散型アプリケーションの開発
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの 集団・共有管理

【取引説明書】

発行暗号資産の信用力に関する説明	多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み。 ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力 保有・移転管理台帳の公開 暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
発行方法	初期発行と、分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償としてプログラムにより自動発行
発行可能数	未定
発行可能数の変更可否	不可
変更方法	－
変更の制約条件	－
発行済み数量	120,717,564.3ETH
今後の発行予定または発行条件	2025 年 5 月時点では、ステーキング報酬として 1 日当たりおおよそ 2,500 ETH が新規に発行されている。
過去 3 年間の発行状況	・2022 年 5 月時点では発行済量が 119,115,014 であり、2025 年 5 月 20 日時点では 120,727,124 へ増えた。 ・2025 年 5 月時点では、ステーキング報酬として 1 日当たりおおよそ 2,500 ETH が新規に発行されているが、手数料の一部焼却による減少があるため、純増はおおよそ 1 日当たり 0 ～ 2,500 ETH となっている。
過去 3 年間の発行理由	2022 年以降、Ethereum は PoS 移行後もバリデータ報酬による新規発行が続いており、L2 拡大による L1 手数料減少でバーン量が伸び悩み、結果として供給は純増傾向にある。
過去 3 年間の償却状況	2022 年 5 月時点では発行済量が 119,115,014 であり、2025 年 5 月 20 日時点では 120,727,124 へ増えた。
過去 3 年間の償却理由	過去 3 年間における Ethereum のバーンは、手数料の自動焼却によるものであり、ネットワーク利用に応じて発生し、主に L1 上の高需要時に集中して行われていた。
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし
監査を実施する者の氏名又は名称	－
直近時点で行われた監査年月日	－
直近時点における監査結果	－
ブロックチェーン技術の利用の有無	あり

【取引説明書】

【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）および記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組みを用い、多数の記録者のネットワークへの参加を得ることによって、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保する。
【価値移転の記録者】	記録者の数	1,084,959（2025年6月30日時点のバリデータ数） https://beaconscan.com/
	記録者の分布状況	記録者の分布状況は、Ethereum に依存する。Ethereum の記録者は世界各国に分散しており、主な分布状況は米国 44.48%、ドイツ 10.84%、イギリス 9.07%であることが確認できる。 https://etherscan.io/nodetracker （2025年5月27日時点）
	記録者の主な属性	不特定。 記録者は最低 32ETH の保有が必要となる。
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う。
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	その監査結果	－
	（統括者に関する情報）	
	記録者の統括者の有無	なし

【取引説明書】

	統括者の名称	－
	統括者の所在地	－
	統括者の属性	－
	統括者の概要	－
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄すること発行プログラムを改変することができる。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	－
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	－
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	処理可能なトランザクションを上回る量の取引がブロックチェーン上で発生した場合に遅延する可能性がある。
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	ブロックチェーン上にデプロイされたコントラクトコードに脆弱性があった場合に不正に資産が盗み取られるリスクがある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	Ethereum 上のアプリケーション「The DAO」のプログラム（スマートコントラクト）のバグ（脆弱性）を攻撃されて、集まったファンド資金 3 分の 1 以上を盗み取られた事例がある。
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	2016 年 7 月 The DAO の攻撃によって盗まれた DAO を取り戻す Ethereum Classic ハードフォーク（注 1） 2017 年 7 月に発生した盗難案件をきっかけに、2018 年 1 月に再び分裂し Ethereum Zero が誕生 2022 年 9 月一部の ETH マイニング団体が Ethereum Proof of Work モデルをサポートし続けるため、再び分裂し Ethereum PoW と EthereumFair が誕生した。 2023 年 4 月、2024 年 3 月、2025 年 5 月の大型アップグレードではチェーンの分裂は起こらなかった。
	今後の非互換性アップデート予定	－
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	－
	価格データの出所	出所：Etherscan URL: https://etherscan.io/stat/supply

【取引説明書】

【流通状況】	1 取引単位当たり計算単価（ドル基準、例： \$ 1,000,000）	\$2486.46
	1 取引単位当たり計算単価（円基準、例： ¥ 100,000,000）	¥357,765
	ドル/円計算レート 2020 年 1 月 17 日基準	1 ドル/144.30 円
	四半期取引数量（協会加盟会員合計、現物、単位は百万円）	707,811 百万円
備考		注 1 旧来のイーサリアムをハードフォークすることにより、2016 年 6 月の自律分散型投資ファンド「The DAO」への攻撃によって盗難された DAO を救出した。この HF を支持しなかったマイナーによって存続することとなった旧仕様のイーサリアムは Ethereum Classic に改称され、HF 側がイーサリアムの名称を引き継いだ。スマートコントラクトの実行プラットフォームとして開発された現在の ETC の性格を引き継いでいる。

- 1.本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「当協会」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）が、その取り扱う暗号資産（以下「取扱暗号資産」といいます。）に関し、本文書の作成日時時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
- 2.本書は、取扱暗号資産に関する情報提供を目的としたものであり、特定の暗号資産の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。暗号資産の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
- 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当協会がその責を負うものではありません。
- 4.本書は、原則として自由に利用することができます。ただし、会員以外の方が暗号資産の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の暗号資産に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。
- 5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当協会がその責を負うものではありません。
- 6.取扱暗号資産は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。
- 7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。